

長崎の教会群保存サポーター制度（要綱）

1. 趣 旨

NPO法人世界遺産長崎チャーチトラスト（以下「チャーチトラスト」という。）は、世界遺産登録が見込まれる「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」（以下「長崎の教会群」という。）の維持・保存に協力していただける方（以下「保存サポーター」という。）を広く募り、その方々による寄付や活動を的確に活用することにより長崎の教会群の維持・保存や周辺地域の活性化を図る。

2. 保存サポーター

- (1) 保存サポーターは、長崎の教会群の維持・保存のために協力していただける方をいい、個人、法人を問わない。
- (2) 保存サポーターは、チャーチトラストに登録するものとする。

3. 保存サポーターによる協力内容

- (1) 一般寄付
金銭、物品を問わず寄付・寄贈することによる協力
- (2) 商品売上寄付
売上げの一部を寄付する形での協力
- (3) 応援商品等販売協力
長崎の教会群に関係する商品の販売による協力
- (4) 環境維持保存等活動
長崎の教会群の清掃・美化活動等による協力
- (5) その他
長崎の教会群の維持保存に有益と認められるもの

4. 協力の申し出と登録方法

- (1) 一般寄付
 - ① 長崎の教会群の維持・保存のため一般寄付をする方は、寄付・寄贈の内容等について、別紙様式1に記載のうえチャーチトラストに申し出る。
 - ② チャーチトラストは、申し出があった場合、保存サポーターとして登録するとともに、申し出の内容に応じた受領書を発行するなど、認定NPO法人への寄付として受領する。
- (2) 商品売上寄付
 - ① 商品売上げの一部を寄付する形で協力する方は、別に定める手続きによりチャーチトラストに申し出る。
※協力商品募集要領
 - ② チャーチトラストは申し出があった場合、長崎の教会群の価値にふさわしいか等を審査したうえで、認定した場合は申し出者を保存サポーターとして登録するとともに、保存協力商品シールの貼付や印刷など、協力している商品である旨の表示を認める。

(3) 商品販売協力

- ① (2)の保存協力商品シールを貼付した商品等を積極的に販売する方は、別紙様式3によりチャーチトラストに申し出る。
- ② チャーチトラストは申し出があった場合、申し出者を保存サポーターとして登録するとともに、販売協力店として明示するツール(のぼり等)を提供するなど広く紹介する。

(4) 環境維持保全活動

- ① 長崎の教会群の清掃・美化などの活動による協力をする方は、別紙様式4によりチャーチトラストに申し出る。
- ② チャーチトラストは申し出の内容により、保存サポーターとして登録するとともに、関係先との調整を行う。

(5) その他

- ① その他の協力をしていただける方は個別にチャーチトラストに申し出る。
- ② チャーチトラストは申し出の内容を検討し、受け入れ可能なものであれば保存サポーターとして登録し、必要な対応を行う。

5. 寄付金等の使途

寄付・寄贈いただいた金品・物品のうち、寄付金についてはチャーチトラスト内の「長崎の教会群を守る基金」に積み立て、別に定める規定により、長崎の教会群の維持・保存等に活用する。

また、物品については、寄贈者と協議し、効果的な活用ができるようチャーチトラストにおいて対応する。

6. 保存サポーターの協力内容等の公表

保存サポーターへの謝意を表すとともに、業績を広く紹介するため、本人の意向を確認のうえ、協力内容や寄付金等の使途についてチャーチトラストのホームページなどで公表する。

7. その他

- (1) この他必要な事項は別途定める。
- (2) この規定は平成27年12月17日から適用する。